

「受診時定額負担」の導入に反対する意見書

平成23年6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部は、社会保障・税一体改革成案を正式決定し、その中で社会保障改革の具体案として「受診時定額負担」の導入が提案されており、現在、厚生労働省において検討が行われている。

この「受診時定額負担」の導入は、高額療養費の財源確保のためとして、受診のたびに現在の定率負担とは別に、外来で受診した患者すべてに一定の定額負担を求めるものである。これは受診回数の多い高齢者や病気がちの方には大きな負担を強いるとともに、患者の受診抑制が起こることにより、受診機会を損なうことで結果的に重症化することが危惧されている。

本来、高額療養費制度は、保険加入者全体で支える仕組みであり、財源が不足する場合には、税財源など公費による負担や保険料により対応すべきものである。「受診時定額負担」のように受診者からのみ負担を強いるのは、加入者全員で支え合うという公的保険制度の精神に反するものであり、医療費を広く国民全体で負担し、平等に医療を受ける機会を保障する国民皆保険制度の根幹を揺るがすもので、到底容認できるものではない。

また、平成14年に健康保険法等が一部改正され、患者窓口負担が2割から3割に引き上げられた際の改正法には、「医療に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持するものとする」と附則に規定されている。今回の「受診時定額負担」導入はそれに反することになるとともに、また、一たん導入されれば、その水準が引き上げられていくことも十分懸念される場所である。

よって、国におかれては、誰もがひとしく安心できる医療を確保するため、国民皆保険制度の理念を損ない、国民の生活と健康を脅かすおそれがある「受診時定額負担」を導入されないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

熊本県議会 議長 馬場 成志

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
財務大臣	安住淳様
厚生労働大臣	小宮山洋子様
内閣府特命担当大臣	古川元久様

(社会保障・税一体改革)